

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶消防設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令

（船舶消防設備規則の一部改正）

第一条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「消防員装具」の下に「及び消防員用持運び式双方向無線電話装置」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 固定式水系消火装置

第四十三条の二第一項を次のように改める。

第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一のみである場合には二個）の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。

一 閉囲された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

二 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等 固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

第四十三条の二第三項第一号中「固定式加圧水噴霧装置」を「固定式水系消火装置」に改め、同条に次の一項を加える。

4 閉囲された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。

第四十五条第二項中「（主推進又は主発電に使用するものに限る。）」を削る。

第四十九条の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第五十一条第二項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 貨物制御室を有する船舶には、火災探知装置の表示盤を当該貨物制御室に配置すること。

第五十二条第六項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十七条の二中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改める。

第五十七条の三第一項第二号中口を削り、ハを口とし、同項第五号を次のように改める。

五 モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各一は、船尾楼前端的の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側であつて、貨物タンクの後方に配置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、貨物タンクの後方に配置することを要しない。

第六十三条の見出しを「(消防員装具等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十九条第五項の規定は、第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

第六十三条の三第二項第四号中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十二号」に改める。

第六十三条の四第三項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改める。

第六十四条第一項中「第四十五条の二第一項」を「第四十三条の二第四項、第四十五条の二第一項」に改め、同条第三項中「、第四十三条の二第一項第二号中「閉囲された車両区域以外の区域であつて当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」と

あるのは、「当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る」とを削る。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第二条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第百六十四条の見出しを「(消防員装具等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第百六十九条の二第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第二百七十一条の見出しを「(消防員装具等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百六十四条第三項の規定は、前項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

第三百二十八条第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

(船舶救命設備規則の一部改正)

第三条 船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九十六条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）及び第三種船には、水上から遭難者を救助するため救命設備を迅速かつ適切に使用できるように、管海官庁が適当と認める救助の手引書を作成し、これを船舶に備え置かなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶消防設備規則（次項において「新規則」という。）第四十三条の二、第四十五条、第五十一条、第五十二条、第五十七条の二、第五十七条の三第一項第五号、第六十三条の三、第六十三条の四及び第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船については、新規則第四十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、

第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 現存船については、第二条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第六十四条及び第二百七十一条の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

(船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則第九十六条の三の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査(第三種船にあつては、船舶安全法施行規則第二十五条第三項に規定する準備を行うものに限る。)が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

(船舶設備規程の一部改正)

第五条 船舶設備規程(昭和九年逡信省令第六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条の十三第五号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第二百二十九条の二十五中「第十号」を「第十一号」に改める。

第二百八十九条中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百九十八条中「第十三号」を「第十四号」に改める。

(船舶防火構造規則の一部改正)

第六条 船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「第十三号」を「第十四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

(船舶構造規則の一部改正)

第七条 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中「第十六条」を「第五条第五号」に改める。